

# 保証申し込み書類

## 【融資機関が基金に提出していただく書類】

- 債務保証協議書（12ページ記入例参照）
- 調査意見書（13ページ記入例参照）
- 保証人調書（15ページ記入例参照）

## 【事業者(保証依頼者)が融資機関に提出していただく書類】

- 債務保証依頼書
- 個人情報取扱についての同意書(事業者が個人及び連帯保証人が個人の場合)

## 【資金に応じて事業者が融資機関に提出していただく書類】

区分	一般資金				制度資金					臨時資金			
	一般資金	間伐材資金	高品質木材生産資金	次世代苗木生産資金	林業・木材産業改善資金	木材産業等高度化推進資金 (事業経営改善(合理化資金・構造改善(合理化資金))	木材産業等高度化推進資金 (林業経営改善資金)	合理化資金	林業経営資金	ウッドサポート50000	ロクプロタック30000	モデル地域支援資金	東日本大震災復旧等資金
必要書類	間伐材に係る事業計画書 (様式保第1号の5)	●											
	間伐材・間伐に係る立木 購入証明書 (様式保第1号の6)	●											
	高品質木材生産に係る証明書 (様式保第1号の12)			●									
	次世代苗木生産に係る事業計画書 (様式保第1号の18)				●								
	設備計画書※1 (様式保第1号の4)	●	●	●	●			●				●	●
	合理化計画・申請書・認定書(写し)						●	●		●※2		●※2	●※2
	林業経営改善計画・申請書・ 認定書(写し)						●		●				
	林業・木材産業改善措置に関する計画・ 申請書・認定書(写し)					●							
	木材安定供給に関する協定書									●			
	林業成長産業化地域構想様式2の3											●	
罹災証明書または復興事業計画												●	

※1 設備資金の場合のみ必要

※2 木材卸売業、市場開設者の場合は必要

## 【その他、事業者が融資機関に提出していただく書類】

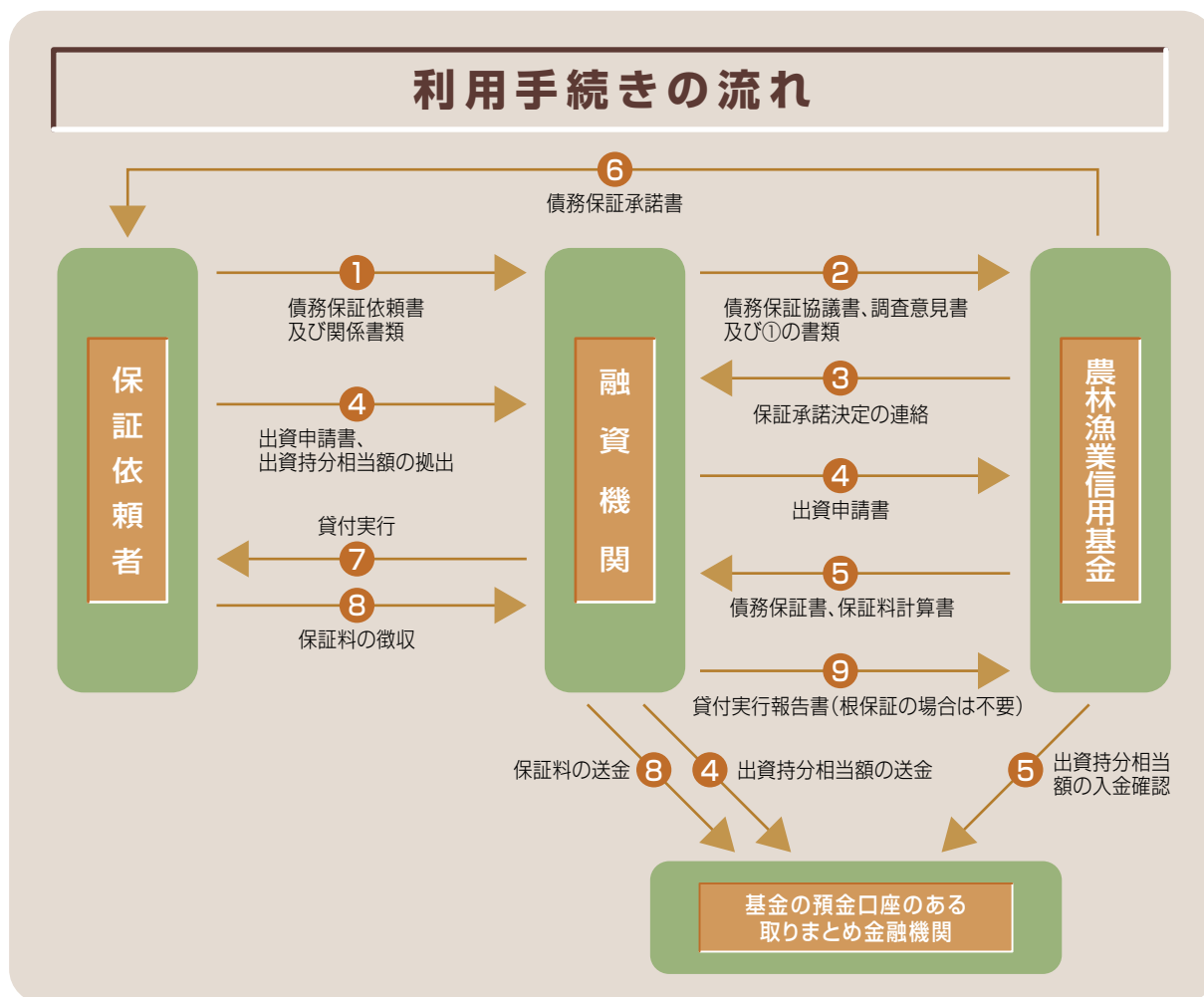
- 決算書(新規申込みの場合は3期分)
- 定款(申込者が組合、会社で新規申込みの場合)
- 印鑑証明書(事業者及び連帯保証人等)
- 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)(申込者が組合、会社の場合)
- 組合の概況表(申込者が組合の場合)
- 組合の出資利用承諾書(申込者が加入する組合の出資を間接的に利用しようとする場合)
- 根保証契約書(連帯保証人が個人であって根保証契約を締結している場合)

## 【保証の種類に応じて追加提出していただく書類】

- 当座貸越根保証
- 資格要件申告書、提供予定担保物件の明細

# 保証ご利用の手続き

債務保証ご利用の手続きは次のとおりです。



- ① 保証依頼者が、融資機関に債務保証依頼書及び関係書類を提出。
- ② 融資機関において「債務保証協議書」、「調査意見書」、「保証人調査書」を作成(10ページ参照)の上、保証依頼者から提出されたその他の書類と併せて基金へ提出。
- ③ 基金において審査し、保証承諾決定を連絡。
- ④ 保証承諾の決定の連絡を受けた後、保証依頼者から出資申請書の提出及び出資持分相当額の拠出をいただき、基金の預金口座のある取りまとめ金融機関に送金。(出資申請書は基金へ送付。)  
※出資持分相当額は、保証依頼者が既に保証額に必要な出資をしている場合には不要です。既に出資をしても、保証額に必要な出資持分相当額に足りない場合はその不足分を出資していただけます。  
※当面の間は、出資持分譲受申請書を提出していただけます。
- ⑤ 基金は出資持分相当額の入金確認後、融資機関に「債務保証書」及び「保証料計算書」を送付。
- ⑥ 基金は保証依頼者に「債務保証承諾書」及び出資手続きの完了した旨の文書を送付。  
※出資手続きの完了した旨の文書は、発行事務に時間を要しますので、債務保証承諾書送付後に発送いたします。
- ⑦ 貸付の実行。
- ⑧ 融資機関は、保証依頼者より保証料を徴収し、基金の預金口座のある取りまとめ金融機関に送金。  
※保証料は、保証料送金通知書とともに必ず翌月10日までに基金の預金口座のある取りまとめ金融機関に送金して下さい。
- ⑨ 融資機関は、貸付実行報告書を基金へ提出。

ご利用の手続きでご不明の点は、お気軽にお問い合わせください。